

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課行政改革推進室

項目	記載欄																
案の内容	<p>1 職員等の定数を次のように改める。</p> <table> <tr> <td>(1) 知事の事務部局の職員</td><td>4,242人 → 4,178人</td></tr> <tr> <td>(2) 教育委員会の事務部局の職員</td><td>331人 → 317人</td></tr> <tr> <td>(3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員</td><td>8人 → 7人</td></tr> <tr> <td>(4) 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</td><td></td></tr> <tr> <td>　　小　学　校</td><td>7,465人 → 7,439人</td></tr> <tr> <td>　　中　学　校</td><td>4,088人 → 4,071人</td></tr> <tr> <td>　　高　等　学　校</td><td>3,705人 → 3,677人</td></tr> <tr> <td>　　特別支援学校</td><td>1,239人 → 1,294人</td></tr> </table> <p>2 派遣職員等の定数に関する規定に、自己啓発等休業をしている職員に関するものを加える。</p> <p>3 特定事業従事職員の定数に関する規定を次のように改める。</p> <p>(1) 削除するもの 第19回全国生涯学習フェスティバルの開催準備に従事する職員</p> <p>(2) 新設するもの 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員</p>	(1) 知事の事務部局の職員	4,242人 → 4,178人	(2) 教育委員会の事務部局の職員	331人 → 317人	(3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員	8人 → 7人	(4) 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員		小　学　校	7,465人 → 7,439人	中　学　校	4,088人 → 4,071人	高　等　学　校	3,705人 → 3,677人	特別支援学校	1,239人 → 1,294人
(1) 知事の事務部局の職員	4,242人 → 4,178人																
(2) 教育委員会の事務部局の職員	331人 → 317人																
(3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員	8人 → 7人																
(4) 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員																	
小　学　校	7,465人 → 7,439人																
中　学　校	4,088人 → 4,071人																
高　等　学　校	3,705人 → 3,677人																
特別支援学校	1,239人 → 1,294人																
改正理由	改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案して、職員等の定数を改める等所要の改正を行う必要がある。																
案と予算措置との関係	平成20年度当初予算案に計上予定																
備考																	

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、一四二人」を「四、一七八人」に改め、同条第五号中「三三一人」を「三一七人」に改め、同条第八号中「八人」を「七人」に改め、同条第十号中「七、四六五人」を「七、四三九人」に、「四、〇八八人」を「四、〇七一人」に、「三、七〇五人」を「三、六七七人」に、「一、二三九人」を「一、二九四人」に改める。

第三条に次の一号を加える。

八 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年岡山県条例第五十一号）第二条の規定により、休業をしている職員

第四条第十五号を次のように改める。

十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成二十一年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

改正理由

改訂第二次岡山県行財政改革大綱に基づき、事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案して、職員等の定数を改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県職員等定数条例新旧対照表

(定数)	
第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	四、一七八人
一 知事の事務部局の職員	四、二四二人
二、四略	三二七人
五 教育委員会の事務部局の職員	八人
六・七略	七人
八 海区漁業調整委員会の事務部局の職員	七人
九 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教員	七人
職員	七人
小学校	七、四三九人
中学校	四、〇七一人
高等学校	三、六七七人
特別支援学校	一、二九四人
(派遣職員等の定数)	
第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。	一〇七略
八 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例)	一〇七略
(特定期事業従事職員の定数)	一〇七略
第四条 第五十一条) 第二条の規定により、休業をしている職員	一〇七略
(特定事業従事職員の定数)	
第四条 前二条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、当該事業が完了するまで任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。	一〇七略
一、十四略	一、十四略
十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員	十五 第十九回全国生涯学習フェスティバルの開催準備に従事する職員